

社会福祉法人小川町社会福祉協議会役員等の報酬の特例に関する規程

平成21年3月24日

規程 第 2 号

(会長の報酬の特例)

第1条 会長報酬は、社会福祉法人小川町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程（平成5年規程第27号）第1条の規定にかかわらず、平成30年6月12日までの間は無報酬とする。

附 則

この規程は、制定の日から施行する。

附 則（平成22年規程第4号）

この規程は、制定の日から施行する。

附 則（平成26年規程第6号）

この規程は、制定の日から施行する。